

報告書の提言に対する厚生労働省の対応について

報告書の提言	厚生労働省の対応
<p>1. 看護師の役割の拡大</p> <p>(1) 包括的指示の積極的な活用 「包括的指示」の成立要件を明確化。</p> <p>(2) 看護師の実施可能な行為の拡大・明確化 「診療の補助」として実施することができる行為の範囲を拡大する方向で明確化。そのために必要な看護業務に関する実態調査や試行等を早急に実施。</p> <p>(3) 行為拡大のための新たな枠組みの構築 一定の医学的教育・実務経験を前提に専門的な臨床実践能力を有する看護師（特定看護師（仮称））が、幅広い医行為（特定の医行為）を実施できる新たな枠組みを構築。特定の医行為の範囲や特定看護師（仮称）の要件を決定するため、医療現場や養成現場の関係者等の協力を得て専門的・実証的な調査・検討を実施。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 看護業務実態調査を実施（平成22年度厚生労働科学研究費補助金事業により実施予定）。 ○ 専門的な臨床実践能力を有する看護師の養成に既に取り組んでいる大学院修士課程の実態・実績に関する情報を収集するため、当該課程の関係者等の協力を得てモデル事業を実施。 ○ 看護業務実態調査やモデル事業の結果を踏まえ、チーム医療推進会議において、専門的な検討を実施。
<p>2. 看護師以外の医療スタッフ等の役割拡大</p> <p>【薬剤師】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行制度下で実施できる業務を明確化。 <p>【助産師】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会陰裂傷の縫合について、安全性の確保の観点から試行・検証を実施。当該結果を踏まえ結論。 <p>【リハビリ関係職種】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「喀痰等の吸引」を実施可能な行為として明確化。 ・ 「作業療法」の内容を明確化。 <p>【管理栄養士】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行制度下で実施できる業務を明確化。 <p>【臨床工学技士】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「喀痰等の吸引」、「留置カテーテルからの採血」を実施可能な行為として明確化。 ・ 「臨床工学技士業務指針」を廃止。 <p>【診療放射線技師】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行制度下で実施できる業務を明確化。 <p>【臨床検査技師】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施可能な生理学的検査を拡大。 <p>【医療クラーク等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 導入の推進に向けた取組を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 薬剤師、リハビリ関係職種、管理栄養士、臨床工学技士、診療放射線技師については、本年4月30日に医政局長通知を発出し、各職種が実施できる業務を明確化。 ○ 助産師については、平成22年度厚生労働科学研究費補助金事業において、試行・検証を実施。 ○ 臨床検査技師については、関係学会等とともに、実施可能な生理学的検査の拡大の可否を検討中。 ○ 医療クラーク等については、導入を推進するための具体策について検討中。
<p>3. 医療スタッフ間の連携の推進</p> <p>(1) 医療スタッフ間の連携の推進方策 チーム医療を推進する医療機関等を認定する仕組みを導入すること等を検討。</p> <p>(2) 公正な第三者機関 多様な医療スタッフから公平な立場で、臨床現場の関係者、医療スタッフ関係者、教育・養成現場の関係者、関係学会等が参画できる検討の場としての第三者機関が必要。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ チーム医療推進会議において、専門的な検討を実施。